

强化红线意识 促进安全

使用者による職業病予防治療業務責任の解説

蘇州市安全生産監督管理局

2017年3月8日



使用者による職業病の予防治療業務の手引き「一法四令」

一法:「職業病防治法(職業病予防治療法)」

四令(「一規定三弁法」)

「作業場所における職業衛生管理監督規定」

(安監総局令47号)

「職業病危害項目の申告弁法(規則)」

(安監総局令48号)

「使用者による職業健康監護管理監督弁法(規則)」

(安監総局令49号)

「建設事業における職業衛生「三つの同時」管理監督暫定弁法(規則)」

(安監総局令51号)

「一法四令」の使用者に対する重点要求は次のとおり



(一)規定により組織を設置し、専任・兼任の職業衛生管理者 を配置(正式な文書で公布し、作業場や班・グループに配布)

職業病の危害が深刻な使用者は、職業衛生管理機関又は 組織を設置又は指定し、専任の職業衛生管理者を配置しなけ ればならない。

その他職業病危害がある使用者は、労働者が100人超の場合、職業衛生管理機関又は組織を設置又は指定し、専任の職業衛生管理者を配置しなければならない。

労働者が100人未満の場合、当該使用者の職業病予防治療 業務を担当する専任又は兼任の職業衛生管理者を配置する。



(二)責任者と職業衛生管理者は相応しい能力を有していなければならない(研修記録と台帳の作成)

使用者の主要責任者と職業衛生管理者は、当該使用者の生産経営活動に適した職業衛生知識と管理能力を有するべきであり、職業衛生研修を受けなければならない。

研修には主に次の内容が含まれる。

- 1. 職業衛生の関連法律、法規、規則と国の職業衛生基準
- 2. 職業病危害の预防と抑制の基本知識
- 3. 職業衛生管理の関連知識
- 4. 国家安全生産監督管理総局が規定するその他内容。



(三)労働者の職業健康研修を実施(研修記録と台帳の作成)

使用者は労働者の就業前職業衛生研修及び在職期間中の 定期的な職業衛生研修を実施し、職業衛生知識の周知を図り、 労働者の職業病予防治療に関する法律、法規、規則、国の職 業衛生基準や作業手順の順守を督促しなければならない。

職業衛生の周知教育・研修





(三)労働者の職業健康研修の実施(研修記録と台帳の作成)

使用者は職業病危害が深刻な作業場の労働者に対し、専門の職業衛生研修を実施し、研修に合格した後に作業に従事するようにしなければならない。

生産工程、技術、設備、材料の変更、または配置換えにより労働者が暴露する職業病危害要因に変化が生じた場合、使用者は改めて労働者に就業前の職業衛生研修を実施しなければならない。





(四)職業病危害管理制度と作業手順の制定(正式な

文書で公布し、作業場、班・グループに配布)

- 1. 職業病危害防止治療責任制度
- 2. 職業病危害警告表示と通知制度
- 3. 職業病危害項目の申告制度
- 4. 職業病防止治療の周知教育研修制度
- 5. 職業病防護施設の保守点検制度
- 6. 職業病の保護具の管理制度
- 7. 職業病危害モニタリングと評価管理制度
- 8. 建設事業における職業衛生「三つの同時」管理制度
- 9. 労働者の職業健康監護とその記録の管理制度
- 10. 職業病危害事故処理と報告制度
- 11. 職業病危害緊急救援と管理制度
- 12. 作業場における職業衛生作業手順
- 13. 法律、法規、規則で規定されたその他職業病防止治療制度



(五)作業場所は必ず法律、法規、職業衛生基準や要求を満 たさなければならない

「作業場所における職業衛生管理監督規定」(総局令47号)に基づき、職業病危害が発生する使用者は次の基本的要求事項を満たさなければならない。

- 1. 生産配置の合理性、有害作業と無害作業の分離
- 2. 作業場所と生活場所の分離。作業場所に人を住まわせてはならない
- 3. 職業病防止治療に適切な効果的な防護施設の配備
- 4. 職業病危害要因の有害性の程度又は濃度が国の職業衛生 基準を満たしている
- 5. 更衣室、シャワ一室、妊婦休憩室などの付帯衛生施設 の配備
- 6. 設備、工具、用具などは労働者の生理面の健康、心理的健康の保護要件を満たす
- 7. 法律、法規、規則や国の職業衛生基準に関するその他の規定。



(六)職業病危害項目を速やかに、事実通りに申告しなければならない

使用者の作業場所において、職業病目録に列挙されている職業病危害要因がある場合、「職業病危害項目の申告弁法」 (国家安監総局令48号)の規定に基づき、速やかに所在地の安全生産監督管理部門(安監部門)に職業病危害項目を事実通りに申告し、安監部門の監督と検査を受けなければならない。

作业场所职业病危害申报与备案管理系统国家安全生产监督管理总局

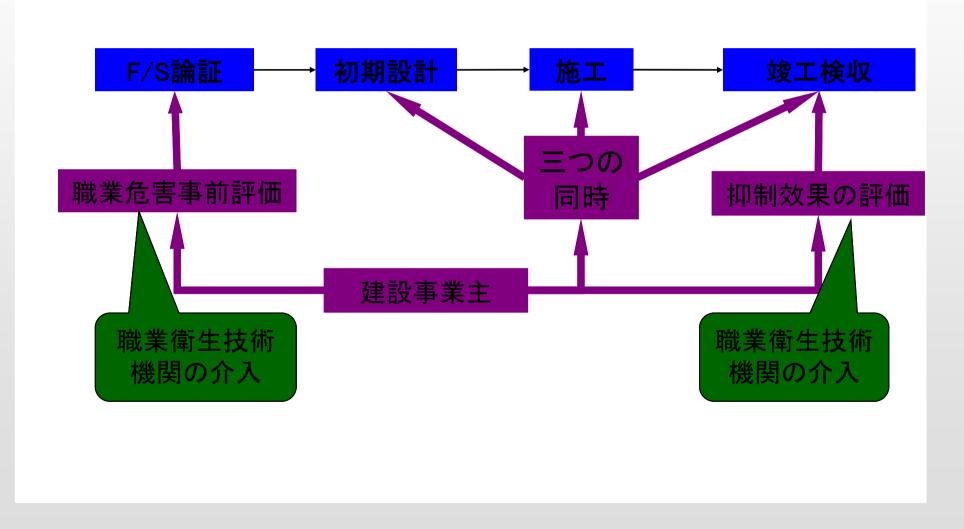


(七)建設事業における職業衛生評価「三つの同時」の 関連規定を厳格に実施しなければならない

新設、改修、拡張の工事建設事業や技術改造、技術 導入事業(以下「建設事業」)において、職業病危害が生 じる恐れがある場合、当該建設事業は規定に基づいて 職業病危害の事前評価、職業病防護施設の設計文書 作成、職業病危害抑制效果の評価、職業病防護施設竣 工後の検収を実施し、職業病防護施設と主体工事の真 の意味での同時設計、同時施工、同時生産と使用を実 現しなければならない。



(七)建設事業における職業衛生「三つの同時」関連規定 を厳格に実施しなければならない





(八)警告表示、中国語の警告説明を設置し、公告と通知を行う

1. 職業病危害が発生する使用者は、目立つ位置に掲示板を設置し、職業病防止治療に関する規則・制度、作業手順、職業病危害事故の緊急救援対策及び作業場所の職業病危害要因の測定結果を公表しなければならない。



(八)警告表示、中国語の警告説明を設置し、公告と通知を行う

2. 職業病危害が存在又は発生する作業場所、職場、設備、施設は「作業場所における職業病危害の警告表示」の規定に基づき、目立つ場所に図形、警告ライン、警告標語などの警告表示及び中国語の警告説明を設置しなければならない。警告説明には職業病危害の種類、結果、予防、応急措置対策などの内容を記載しなければならない。

防塵マスクの着用



防毒マスクの着用 耳栓の着用



換気注意





(八)警告表示、中国語の警告説明を設置し、公告と通知を行う

3. 高毒性物質が存在又は発生する作業場は「作業場における高毒性物質の職業病危害通知規範(GBZ/T203)」の規定に基づき、目立つ場所に高毒性物質通知カードを設置しなければならない。通知カードには高毒性物質の名称、物理・化学的特性、健康危害、防護措置や緊急処理などの通知内容及び警告表示を記載しなければならない。

	健康危害	理化特性
石棉 Asbestos	可经呼吸道进入人体。 主要损害呼吸系统。 长期接触可出现咳嗽、咳痰、气短、胸痛,引 起胸膜肥厚、石棉肺、肺癌和间皮瘤。	石棉是含有铁、镁、镍等多种 金属元素的矽酸盐。具有耐 热、耐压、耐酸碱和隔热与绝 缘等特性。
当心中毒	应急处理	
	皮肤污染或溅入眼内,用流动清水冲洗各至少 20min。定期体检,早期诊断早期治疗。	
	防护措施	
	工作场所空气中时间加权平均容许浓度(PC-TWA)不超过 0.8 mg/m³。属于纤维粉尘。密闭、局部排风、除尘、呼吸防护。工作场所禁止饮食、吸烟。	
急救电话:120 咨询电话:中国影	族病预防控制中心职业卫生与中毒控制所 010-831	



(九)労働者に職業衛生基準に適合する職業病の保護具を提供

使用者は労働者に国の職業衛生基準に適合する職業病の保護 具を提供し、労働者が使用規则に基づいて正しく着用、使用する よう督促・指導し、当該保護具配布の代わりに金銭を支給してはな らない。

使用者は日常的に職業病の保護具を保守、点検し、保護具の有効性を確保しばければならない。国の職業衛生基準に適合しない 又は機能を失った保護具を使用してはならない。







(九)労働者に職業衛生基準に適合する職業病の保護具を

提供

三つの要求を特に強調

- 1. 使用者は労働者に保護具の正しい着用を督促し、指導する
- 2. 保護具の代わりに金銭や物を支給してはならない
- 3. 廉価で粗悪な保護具を使用してはならない。

労働者に保護具の正しい着用を 督促し、指導しない



保護具の代わりに金銭や物を支給



廉価で粗悪な保護具





(十)警報装置を設置し、現場の救急用品、洗浄設備、緊急避難通路及び必要な危険物質排出区域を設置しなければならない

急性の職業性損傷が発生する恐れのある有毒、有害な作業場所において、使用者は警報装置を設置し、現場の救急用品、洗浄設備、緊急避難通路及び必要な危険物質排出区域を設置しなければならない。

現場の救急用品、洗浄設備などは急性の職業性損傷が発生する恐れのある作業場所又はその近くに設置し、目立つ位置に明確な表示をしなければならない。

大量の有害物質が突然漏えい又は飛散する恐れのある密閉された 又は半密閉の作業場所においては、上記の規定を順守するほか、事 故時の換気設備や事故時の排気システムと連動した漏えい検知警 報装置を設置しなければならない。



(十一)職業病危害要因のモニタリング、測定及び現状評価を実施しなければならない

職業病危害が存在する使用者は、専任の担当者が作業場所における職業病危害要因の日常的モニタリングを行い、モニタリングシステムの正常な稼動を確保しなければならない。

職業病危害が存在する使用者は、対応する資質を備えた職業衛生技術サービス機関に毎年少なくとも1回職業病危害要因の測定を 委託しなければならない。

職業病危害が深刻な使用者は、前項の規定のほか、対応する 資質を備えた職業衛生技術サービス機関に3年毎に少なくとも1回 職業病危害の現状評価を委託しなければならない。

測定・評価結果は、当該使用者の職業衛生記録ファイルに保存するとともに、安全生産監督管理部門に報告し、労働者に公開しなければならない。



(十二)職業病危害が発生する作業は、職業病防護条件を 備えた使用者や個人が行わなければならない

いかなる使用者や個人も、職業病危害を生じる作業を、職業病防護条件を備えていない使用者や個人に移転してはならない。職業病防護条件を備えていない使用者や個人は、職業病危害が発生する作業を引き受けてはならない。

(十三)国が明文をもって使用を禁止する関連設備又は材料に関する規定を実行する

いかなる使用者も、職業病危害が発生する恐れがあるとして国が明文をもって使用を禁止する設備又は材料を使用してはならない。



(十四)労働者と労働契約を締結し、事実通りに通知する義務を履行しなければならない

使用者は労働者と労働契約(雇用契約を含む、以下同じ)を締結する際、作業過程で発生する恐れのある職業病危害やその結果、職業病防護措置や待遇などを事実通りに労働者に伝え、労働契約の中に明記し、隠ぺい又は欺瞞を働いてはならない。



中华人民共和国 劳动合同法

中国劳动社会保障出版社





(十四)労働者と労働契約を締結し、事実通りに通知する義務を履行しなければならない

労働者が労働契約の履行期間中に、配置換え又は作業内容の変更により、締結した労働契約で通知されていない職業病危害が存在する作業に従事する場合、使用者は前項の規定に基づき、労働者に事実通りに通知する義務を履行し、元の労働契約における関連項目の変更について協議しなければならない。

使用者がこの規定に反した場合、労働者は職業病危害のある作業を拒否する権限があり、使用者はそれを理由として労働者と締結した労働契約を解除してはならない。



(十五)労働者の就業前、在職期間中、退職時の健康診断を実施しなければならない

職業病危害要因に暴露する作業に従事する労働者に対し、 使用者は「使用者職業健康監護監督管理弁法(規則)」、「放射 線作業者の職業健康管理弁法(規則)」、「職業健康監護技術規 范」(GBZ188)、「放射線作業者の職業健康監護技術規范」 (GBZ235)などの関連規定に基づき、就業前、在職期間中、退 職時の職業健康診断を実施するとともに、その結果を書面で事 実通りに労働者に通知しなければならない。

職業健康診断の費用は使用者が負担する。



(十五)労働者の就業前、在職期間中、退職時の健康診断を 実施しなければならない

使用者は職業健康診断報告の分析に注力し、自社の職業病危害の重点抑制作業場や因子(職業関連の異常者が比較的集中)を確定しなければならない。また、使用者は、健診機関の提案に基づき、異常が見つかった労働者の再検査及びその種の作業に就くことが禁止されている労働者の配置換えを速やかに行わなければならない。







(十六)労働者の職業健康監護記録の作成

職業健康監護記録には次の内容が含まれる。

- 1. 労働者の氏名、性別、年齢、本籍地、婚姻状況、学歴、 嗜好など
- 2. 労働者の職歴、病歴、職業病危害の暴露歴
- 3. 従来の職業健康診断の結果と対処状況
- 4. 職業病の診断・治療に関する資料
- 5. 職業健康監護記録として保管する必要があるその他 関係資料。

労働者が使用者から退職する際、本人の職業健康監護記録の写しを要求する権利があり、使用者は事実通りに、無償で提供し、提供する写しに捺印しなければならない。



(十七)労働者の職業病診断・鑑定の関連資料を事実通りに 提供しなければならない

労働者の健康に障害が発生し、職業病診断・鑑定が必要な場合、使用者は事実通りに職業病診断・鑑定に必要な労働者の職歴、職業病危害の暴露歴、作業場所における職業病危害要因の測定結果、放射線作業者の個人暴露線量モニタリング結果などの資料を提供しなければならない。

使用者が診断・鑑定機関の要求する相応の資料を提供できない場合、証拠提示不十分の結果を甘受しなければならない。



(十八)職業衛生記録を作成、整備しなければならない

使用者は次の12項目の職業衛生記録を作成し、整備しなければならない。

- 1. 職業病防止責任制度の文書
- 2. 職業衛生管理規則制度、作業手順
- 3. 作業場所における職業病危害要因の種類リスト、作業場の配置及び労働者の暴露状況などの資料
- 4. 職業病防護施設、緊急救援施設の基本情報、及び その配置、使用、保守、点検、更新などの記録
- 5. 作業場所における職業病危害要因の測定、評価 報告、記録
- 6. 職業病の保護具の配備、支給、保守、更新などの記録。



(十八)職業衛生記録を作成、整備しなければならない

- 7. 主要責任者、職業衛生管理者、職業病の危害が深刻な作業場の 労働者など関係者の職業衛生研修資料
- 8. 職業病危害の事故報告や応急措置の記録
- 9. 労働者の職業健康診断結果の総括資料、職業禁忌症、職業健康 障害又は職業病の労働者の対処や配置状況の記録
- 10. 建設事業における職業衛生「三つの同時」関連技術資料、及び自己審査又は自主点検などの関連資料
- 11. 職業病危害項目の申告などの関連書類又は承認文書
- 12. その他職業衛生管理に関する資料又は文書。



(十九)職業病危害事故を速やかに報告しなければならない

使用者において職業病危害事故が発生した場合、速やかに所在地の安全生産監督管理部門及び関係部門に報告し、有効な措置を講じて、職業病危害要因を低減又は消滅し、事故の拡大を防止しなければならない。

急性の職業病危害を被る又はその恐れのある労働者に対し、 使用者は速やかに救助・治療を手配し、健康診断や医学的観察 を行うとともに、必要な費用を負担しなければならない。

使用者は故意に事故現場を破壊し、関連証拠を隠滅してはならず、報告の遅延、漏れ、偽り、又は職業病危害事故を隠し報告を怠ってはならない。



(二十)特殊労働者の保護

- 1. 未成年労働者の保護。使用者は未成年労働者を業務上 の有害因子に暴露する作業に従事させてはならない。16歳 以上18歳未満の労働者は未成年労働者であり、生理的な発 育が不十分で、身体の防御機能、解毒機能、修復機能が成 人に比べて劣っているため、職業病危害要因に暴露した場 合、その危害結果はより深刻で、回復はより困難である。こ のため、特別な保護が必要であり、業務上の有害因子に暴 露する作業に従事させてはならない。
- 2. 妊娠、授乳期間にある女性労働者の保護。使用者は妊娠、授乳期間にある女性労働者に本人及び胎児・嬰児に危害のある作業に従事させてはならない。



(二十一)サプライヤーに中国語説明書の提供を要求しなければならない

「作業場所における職業衛生管理監督規定」における規定:

使用者に職業病危害の恐れがある化学品、放射性同位体、放射性物質を含む材料を納入する場合、中国語の説明書(MSDS)を提供しなければならない。説明書には、製品の特性、主要成分、存在する有害因子、発生し得る危害の影響、安全使用注意事項、職業病防護、緊急救援措置などの内容が明記されなければならない。製品の包装には目立つ警告表示や中国語の警告説明をしなければならない。

使用者は化学品などの原材料を仕入れる際、サプライヤーに MSDSなどの資料の提供を要求し、要求を満たさない材料を使用 してはならない。



(二十二)職業病危害予防治療業務を持続的に改善しなければならない

使用者は継続して隔離、換気、代替技術の研究を進め、職業病危害要因に暴露する労働者の人数を段階的に減らしていかなければならない。

使用者は職業病危害の防止治療及び労働者の健康保護に有利な新たな技術、生産工程、素材、設備を優先的に採用し、職業病危害が発生する技術、生産工程、素材、設備を段階的に代替していかなければならない。

立ち遅れた技術



人工塗装





ポットによる塗装技術

健康中国 職業健康が先行



一法四令の徹底 職業病危害の回避

総じて言うと、使用者は階級別にそれぞれ職業病の予防治療に対する責任制度を構築、実施し、職業病の予防治療の主な責任を適切に果たし、職業衛生業務の持続的な改善を堅持し、職業病危害を確実に予防し、抑制し、消滅し、労働者の健康及びその関連の権益を保護し、経済・社会の発展の促進に寄与しなければならない。



强化红线意识 促进安全

ありがとうございました。 THANK YOU

蘇州市安全生産監督管理局

皆様のご支援に感謝申し上げます。